

省エネ適判（適合証等ありの場合）

（単位：円）

種別	規模	手数料額		
		適判	変更適判	
一戸建て住宅		5,800	4,100	
一戸建て住宅以外	住宅部分	300㎡未満	11,300	8,000
		300㎡～2000㎡	23,800	16,700
		2000㎡～5000㎡	52,800	37,000
		5000㎡～10000㎡	94,700	66,500
		10000㎡～25000㎡	119,000	83,500
		25000㎡以上	148,000	103,000
	非住宅部分	300㎡未満	11,300	8,000
		300㎡～1000㎡	19,500	13,800
		1000㎡～2000㎡	31,600	22,200
		2000㎡～5000㎡	94,300	66,100
		5000㎡～10000㎡	149,000	104,000
		10000㎡～25000㎡	188,000	132,000
	25000㎡以上	235,000	165,000	

備考

- 1 複合建築物の共用部分について、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きい場合、共用部分是非住宅部分とみなして算出します。
- 2 内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に解放された開口部の面積の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の場合、当該部分を含む床面積の合計により算出します。
- 3 共同住宅の共用部分を除く場合、当該共用部分を減じて得た床面積により算出します。
- 4 併用住宅等、住戸の数が1である複合建築物の場合、住宅部分は一戸建て住宅とみなして算出します。
- 5 規則第13条に規定する「軽微な変更」に該当していることの証明に係る手数料額は、「変更適判」と同額です。

住宅で省エネ適判を省略し建築確認審査と一体的に仕様基準適合を確認する場合

（単位：円）

種別	規模	建築確認申請手数料に加算する額
一戸建て住宅	30㎡以内	2,500
	30㎡～100㎡	4,700
	100㎡～200㎡	7,800
	200㎡超	9,400
一戸建て住宅以外の住宅	30㎡以内	4,300
	30㎡～100㎡	8,200
	100㎡～200㎡	13,300
	200㎡～500㎡	15,900
	500㎡～1000㎡	22,300
	1000㎡～2000㎡	31,300
	2000㎡～5000㎡	50,100
	200㎡超	68,900

省エネ適判（適合証等なしの場合）

（単位：円）

種別	評価方法	規模	手数料額			
			適判	変更適判		
一戸建て住宅	仕様基準	200㎡未満	20,700	14,300		
		200㎡以上	22,200	15,100		
	標準計算法	200㎡未満	40,200	28,300		
		200㎡以上	44,900	31,500		
	仕様・計算併用	200㎡未満	30,100	21,100		
		200㎡以上	33,200	23,300		
一戸建て住宅以外	住宅部分	仕様基準	300㎡未満	38,700	26,800	
			300㎡～2000㎡	66,900	46,500	
			2000㎡～5000㎡	120,000	84,800	
			5000㎡以上	183,000	127,000	
		標準計算法	300㎡未満	81,000	56,800	
			300㎡～2000㎡	135,000	94,600	
			2000㎡～5000㎡	229,000	161,000	
			5000㎡～10000㎡	329,000	231,000	
			10000㎡～25000㎡	390,000	273,000	
		仕様・計算併用	25000㎡以上	449,000	314,000	
			300㎡未満	59,800	42,000	
			300㎡～2000㎡	100,000	70,500	
	2000㎡～5000㎡		175,000	122,000		
	5000㎡～10000㎡		256,000	179,000		
	10000㎡～25000㎡		304,000	213,000		
	非住宅部分	工場等のみ	25000㎡以上	354,000	248,000	
			300㎡未満	11,300	8,000	
			300㎡～1000㎡	19,500	13,800	
			1000㎡～2000㎡	31,600	22,200	
			2000㎡～5000㎡	94,300	66,100	
			5000㎡～10000㎡	149,000	104,000	
			10000㎡～25000㎡	188,000	132,000	
		工場等のみ以外	標準入力法	25000㎡以上	235,000	165,000
				300㎡未満	266,000	186,000
300㎡～1000㎡				334,000	234,000	
1000㎡～2000㎡				431,000	301,000	
2000㎡～5000㎡				615,000	430,000	
5000㎡～10000㎡	758,000			531,000		
10000㎡～25000㎡	896,000			627,000		
モデル建物法	25000㎡以上		1,020,000	715,000		
	300㎡未満		102,000	71,600		
	300㎡～1000㎡		129,000	91,100		
		1000㎡～2000㎡	171,000	119,000		
		2000㎡～5000㎡	276,000	193,000		
		5000㎡～10000㎡	361,000	253,000		
		10000㎡～25000㎡	434,000	304,000		

			25000㎡以上	509,000	357,000
--	--	--	----------	---------	---------

備考

- 1 住宅（複合建築物を除く）で仕様基準による評価の場合、省エネ適判を省略することができます。
- 2 非住宅でBEST省エネ基準算定プログラムによる評価の場合は標準入力法とみなします。
- 3 複数建築物に係る性能向上計画認定を受けた他の建築物について、性能向上計画認定と同じ計算方法で省エネ適判を行う場合の手数料額は、「工場等のみ」の額です。
- 4 複数建築物に係る性能向上計画認定を受けた他の建築物について、性能向上計画の変更認定と同じ計算方法で計画変更に係る省エネ適判を行う場合の手数料額は、「工場等のみ」の額です。
- 5 複合建築物の共用部分について、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きい場合、共用部分は非住宅部分とみなして算出します。
- 6 内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に解放された開口部の面積の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の場合、当該部分を含む床面積の合計により算出します。
- 7 共同住宅の共用部分を除く場合、当該共用部分を減じて得た床面積により算出します。
- 8 併用住宅等、住戸の数が1である複合建築物の場合、住宅部分は一戸建て住宅とみなして算出します。
- 9 規則第13条に規定する「軽微な変更」に該当していることの証明に係る手数料額は、「変更適判」と同額です。